

# Interview

## 日本企業のCSR調達を牽引する グローバル・コンパクト・ ネットワーク・ジャパン サプライチェーン分科会の取り組み

### グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン

今回はグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの皆さまに、サプライチェーン分科会の活動について伺いました。インタビュー当日は、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局から3名、分科会から7名、計10名の皆さまにご参加、ご対応いただきました。今般、企業活動においてCSRは注目される取り組みの1つとなっています。サプライチェーン分科会では、CSR調達の普及を目指し、様々な企業・団体が協働して活動されています。また、どなたでも利用可能なCSR調達ツールも作成しており、こちらのツールについてもインタビュー内でご紹介いただいております。ぜひご一読ください。

※インタビュー日:2021年4月22日 オンラインにてインタビューを行いました。

### グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン

—— 本日はグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(以下、GCNJ)と、サプライチェーン分科会さまの活動についてご紹介いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

桑原 よろしく申し上げます。GCNJ分科会推進委員会の桑原です。まず、本日参加しておりますGCNJのメンバーをご紹介します。GCNJ事務局長の矢部さん、事務局の氏家さん、蛭原さん、サプライチェーン分科会の共同幹事である北谷さんと馬場さん、分科会のワーキンググループリーダーをされている柴崎さん、西村さん、村澤さん、古谷さんです。

それでは早速、私からGCNJとはどのような組織であるか、簡単にご説明したいと思います。発足の背景で

すが、1980～90年にかけて、経済のグローバル化が加速し、富の不平等が一層深刻化、それに起因する紛争・貧困が発生することで、世界的に格差の拡大が問題となりました。1999年に当時の国連事務総長であったコフィー・アナン氏が“グローバルな課題に対して、民間企業のもつ創造力を結集し解決していこう”といった提唱をなされ、これを基に2000年に国連グローバルコンパクト(UNGC)が発足しました。この国連グローバルコンパクトでは、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野・10原則を定めています。これを「グローバルコンパクト10原則(図表1)」といい、このグローバルコンパクト10原則に賛同した日本企業・団体のネットワークがGCNJとなります。

国連グローバルコンパクトに署名する企業・団体は、世界で17,000、日本でも400を超えています(2021年6月6日現在)(図表2)。GCNJの会員推移(図表3)をみていただいてもわかるように、年々賛同いただく企業・団体が増えている状況です。各国の会員構成をみると中小企業の割合が高いのですが、GCNJは大企業の割合が7割以上を占めるという特徴があります。

現在、2030年に向けたグローバル目標としてSDGsが広まっていますが、GCNJでは民間企業がどのようにSDGsに取り組むべきか、どのような点に重点を置くべきなのかといったことを解説、紹介したツールを発信しています(図表4)。2030年まであと10年ありませんので、SDGs達成に向けてGCNJ会員同士が協働・連携する機会の提供や、GCNJ会員企業の取り組みをより多くの方に知っていただけるような活動も更に進めていこうとしています。

### グローバルコンパクト10原則

企業は、

1. 国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
2. 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである

---

企業は、

3. 結社の自由と団体交渉の実効的な承認を支持し、
4. あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
5. 児童労働の実効的な廃止を支持し、
6. 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである

---

企業は、

7. 環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
8. 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
9. 環境にやさしい技術の開発と普及を奨励すべきである

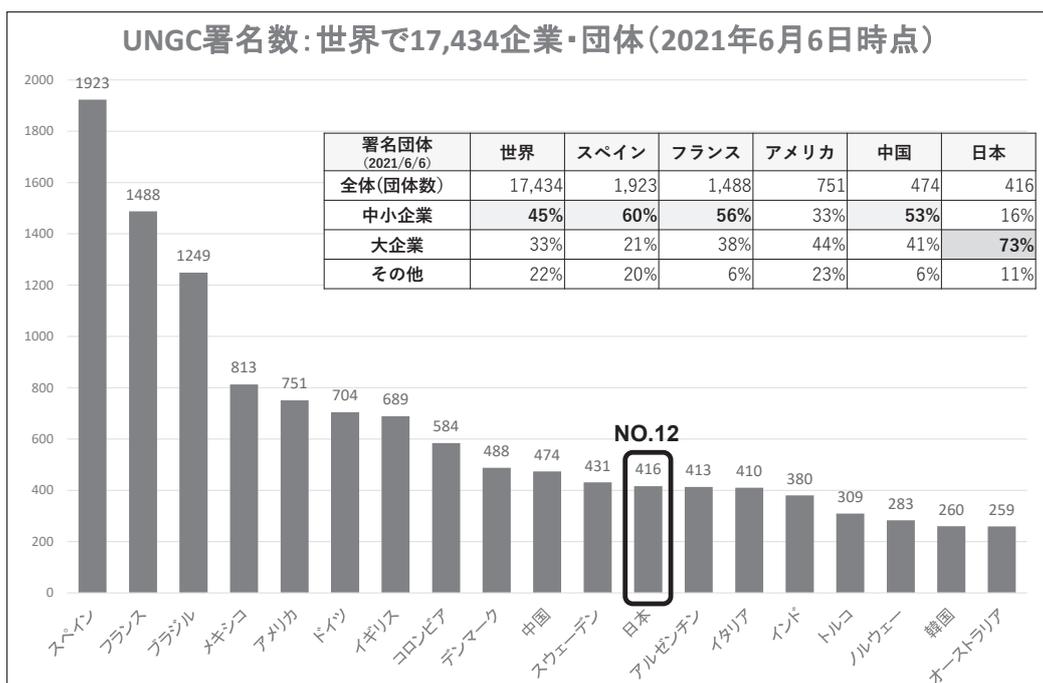
---

企業は、

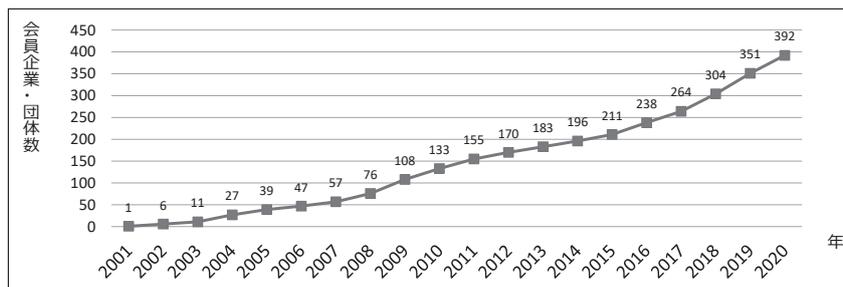
10. 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである

\*2004年改定時追加

図表1 グローバルコンパクト10原則



図表2 国連グローバルコンパクト 署名数



図表3 GCNJの署名数 推移

SDGs実践のツール発信



『SDG Compass』

各企業の事業にSDGsがもたらす影響を解説、持続可能性を企業の戦略の中心に据えるためのツールと知識を提供



『SDG Industry Matrix』

産業別のSDG手引。関連する多くのイニシアチブや企業事例を紹介している。  
(食品・飲料・消費財・製造業・金融サービス)



『SDGs 調査レポート』

日本企業のSDGs取り組み実態調査レポート。  
(\* IGESとの協働)

BUSINESS REPORTING ON THE SDGs 日本語版



企業がSDGsのターゲットを特定し、行動を起こし、進捗状況を効果的に報告することを支援するため、報告ツールとしてBusiness Reporting on the SDGsを作成しました。

SDGsの169個のターゲットのレベルにおける開示事項候補を示した目録

企業がSDGsに取り組む際の「原則に沿った優先順位付け」プロセスを概説。

企業のSDGs関連の開示情報と投資家の情報ニーズをより良く合致させるためのガイダンス

<https://www.uncgjn.org/sdgs/materials.html>

図表4 SDGs実践ツール

# 毒物及び劇物取締法について — その法体系及び毒物劇物の 取扱いと登録、届出等 —

石川化学技術コンサルタンツ 所長 技術士(化学部門)  
石川 勝敏 (いしかわ かつとし)

## はじめに

今日、産業活動から一般の消費に至るまで種々の化学物質が使用されている。それらの化学物質の有害性や物理化学的危険性を防ぎ、安全に使用できるようにするため、それぞれに対応した法律が制定されている。本稿では急性毒性物質である毒物劇物から人々の健康を守るために制定された「毒物及び劇物取締法」の体系と具体的な規制内容及び毒物劇物の取扱い方について解説する。

なお、本稿を執筆するに当たり、以下の資料を参考にし、また、一部引用した。

### <参考資料>

- (1) 厚生労働省ホームページ 化学物質の安全対策室  
「毒物及び劇物安全対策について」  
<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>
- (2) 「毒物及び劇物取締法解説 第43版」 毒物劇物  
安全性研究会編 業務広報社(令和2年3月26日)
- (3) 「毒物及び劇物取締法の概要と最新の動向について」PDF資料 厚生労働省 医薬・生活衛生局  
化学物質安全対策室(令和2年2月)  
[http://www.tokyo-eiken.go.jp/files/k\\_yakuji/yunyu\\_kousyukai/kosyu\\_dokou\\_bessatu.pdf](http://www.tokyo-eiken.go.jp/files/k_yakuji/yunyu_kousyukai/kosyu_dokou_bessatu.pdf)

- (4) 「-GHS対応- 化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度」 経済産業省・厚生労働省パンフレット(令和2年1月)
- (5) 「毒物劇物について」愛知県ホームページ 医薬安全課(2020年9月30日)(環境省ホームページ「毒劇法」の項で引用)  
<https://www.pref.aichi.jp/iyaku/doku/doku.html>
- (6) 「毒物・劇物 取扱い、保管・管理の手引」 東京都福祉保健局健康安全部  
[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/d\\_g/mizenni/tebiki.files/dokugekitebikiR0204.pdf](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/d_g/mizenni/tebiki.files/dokugekitebikiR0204.pdf)

## 1. 有害化学物質を規制する法律

我が国の主な有害化学物質規制法について、対象とする毒性を急性毒性と慢性毒性に分けて図表1にまとめた。これらの中で、医薬品医療機器等法(薬機法)は毒劇法とは異なる観点で、急性毒性物質を毒薬・劇薬として規制しているが、本稿ではこれには触れない。

図表 1 化学物質を規制する主な法律

急性毒性を規制する法律と慢性毒性を規制する法律	
1	急性毒性を規制する法律
	・ 毒物及び劇物取締法(毒劇法)
2	慢性毒性を規制する法律
	・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)
3	急性及び慢性毒性を規制する法律
	・ 農薬取締法
	・ 労働安全衛生法(安衛法)
	・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)
	・ 建築基準法
	・ 食品衛生法
	・ 医薬品医療機器等法 等

本稿で解説する毒劇法は、急性毒性物質あるいはそれらを含む製剤について規制するものである。一方、化審法は新規化学物質に対して事前審査を行い、慢性毒性を有する有害物質について規制するものである。農薬取締法、安衛法及び化管法は急性毒性及び慢性毒性の両者を含めて規制を行うものである。それぞれの法律は切り口が異なり、毒劇法対象物質は毒劇法以外に農薬取締法、安衛法及び化管法等の規制対象になっているものもある。

## 2. 「毒物及び劇物取締法(毒劇法)」とその関連法規について

### 2.1 毒劇法の目的

毒劇法では第1条の(目的)に「この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取り締まりを行うことを目的とする。」として人々の健康を守ることを目的としている。

### 2.2 毒物及び劇物とは

毒劇法第2条の別表には毒物、劇物及び特定毒物について次のように定められている。これら別表に載っている化合物は原体であって、これらに加えて、「毒物及び劇物指定令」でさらに多くの化合物とそれらを含む製剤が毒物、劇物に指定されている。その指定された数は次の通りである。

- ・ 毒物: 法別表第1及び指定令第1条に掲げる物(合計 131 品目)
- ・ 劇物: 法別表第2及び指定令第2条に掲げる物(合計 414 品目)
- ・ 特定毒物: 法別表第3及び指定令第3条に掲げる物(合計 19 品目)

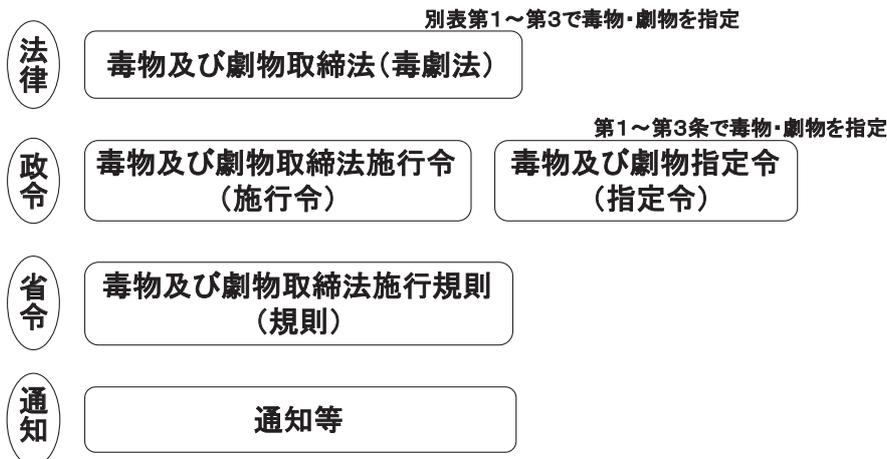
(以上、令和2年2月27日現在)

毒性値が後掲の判定基準内に入っているものでも、法に掲載されるまでは規制対象とはならない。それらについてはGHS区分が、たとえば経口急性毒性について劇物に相当するLD<sub>50</sub> 300 mg/kg(GHS区分3)以下であっても、それだけでは毒劇法の規制対象とはならない。審査を経て法改正が行われることにより、その物質が新たに毒劇法別表あるいは指定令に掲載された時点で規制対象となるのである。但し、取り扱っている化合物の毒性が規制値内に入っていることが判明した場合は、取扱いには毒物劇物に準じた安全対策を行うことが望ましい。

### 2.3 毒物及び劇物取締法の体系

「毒物及び劇物取締法(毒劇法)」は急性毒性を有する化学物質の有害性から人々を守るために制定された法律である。所管官庁は厚生労働省であり、毒劇法の体系は図表2に示したようになっている。

## 毒物及び劇物取締法の体系



図表2 毒劇法の体系

毒劇法の下に政令として「毒物及び劇物取締法施行令(施行令)」及び「毒物及び劇物指定令(指定令)」がある。政令は内閣が決定するもので、それらの下に厚生労働省令として「毒物及び劇物取締法施行規則(規則)」がある。省令は所管の省で決定するものである。さらにその下に種々の通知がある。

毒劇法で指定する毒物、劇物及び特定毒物は毒劇法第2条の別表第1、別表第2及び別表第3にそれぞれ示されている。

毒物は別表第1の最後の二十八品目、劇物は別表第2の最後の九十四品目及び特定毒物は別表第3の最後の十品目にそれぞれ「前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であって政令で定めるもの」と示され、政令によりさらに多くの化合物及び製剤が指定されることが可能となっている。

特定毒物とは、毒性が著しいことから保健衛生上の見地からは一般に流通等が望まれないと考えられるが、例外的に一定のものに限って取り扱えることとしたものである。

新たな指定とは逆に除外されるものもあり、リストは変動するので、毒物劇物を検索するときは新しいリストで検索することが必要である。

### 3. 毒物劇物の判定基準

#### 3.1 判定基準

毒物劇物の判定基準は図表3に示したように急性毒性値で示されている。また、毒劇法にGHS分類を導入し、GHS分類の「皮膚腐食性」又は「眼の重篤な損傷性/刺激性」が区分1のものも劇物に相当する。その他に、「興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物(これらを含有する物を含む)であって政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。」と定められ、数値的には劇物の範囲に入らないトルエン、酢酸エチル、メタノールや混合溶剤であるシンナーも毒劇法で規制されている。

# 化学品輸出入者のための HSコードの基礎知識

FFTAコンサルティング 代表  
古川 広(ふるかわ ひろし)

## はじめに

HSコード(HS code:「HS」又は「HS番号」ともいう)は、各国で輸出入申告を行う際に必ず必要となるコードであり、また、各国の関税率はHSコードに紐付けられているので、輸出入コストを積算する上で、輸出入者が物品の正確なHSコードを把握しておくことは不可欠である。

本稿では、化学品輸出入者のために、まずHSの概要について解説し、次に正確なHSコードの附番に必要な「HS品目表の解釈に関する通則」及び無機化学品と有機化学品のHSコードの基礎について解説を行うこととしたい。

## 1. HSコードについて

### 1.1 HSコードとは

HSコードは、HS品目表に記載された商品のカテゴリーに付けられた番号のことである。HS品目表は世界税関機構(WCO)<sup>1)</sup>が作成した国際的な商品分類表で、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System:HS条約)」の附属書である。この条約により、各締約国はHS品目表を用いて、関税率表及び貿易統計品目表の両者を編

纂することを義務付けられている。

HS条約は1988年に発効した。HSは現在200以上の国・地域で採用されており、世界貿易の98%以上をカバーしている(締約国は159か国、1経済同盟(EU):2020年10月1日現在)。

### 1.2 HS品目表の構成

HS品目表は部、類、節、項、号の順に細分化していく構成になっている。国際条約で規定されているのは、号(上6桁のコード)までとなっている。

#### 1.2.1 部(Sections)

HS品目表は商品のカテゴリーごとに21の部に大きく分かれている。

化学品は、主として第5部(鉱物性生産品)、第6部(化学工業(類似の工業を含む。)の生産品)及び第7部(プラスチック及びゴム並びにこれらの製品)に分類される。

#### 1.2.2 類(Chapters)

部の下に第1類から第97類までの96の類がある。HSコードの上2桁の番号が対応する。

なお、第77類は欠番となっており、将来の新規商品のために留保している。

第98類及び第99類は各国が自由に使用できること

となっており、我が国では少額の無条件免税貨物(98類)及び簡易税率適用貨物(99類)のNACCS<sup>2)</sup>申告用のコードとして利用している。

### 1.2.3 節 (Sub-Chapters)

小分類として節が設けられている類がある。

例えば、第28類(無機化合物)には、第1節「元素」、第2節「無機酸及び無機非金属酸化物」、第3節「非金属のハロゲン化合物及び硫黄化合物」、第4節「無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物」、第5節「無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩」及び第6節「その他のもの」の6節に分かれている。

### 1.2.4 項 (Headings)

類の下に1,222<sup>3)</sup>の項がある。HSコードの上4桁の番号が対応している。この4桁の番号がHSコードを決定する際の基本的な単位である。

### 1.2.5 号 (Sub-Headings)

項の下に5,387<sup>3)</sup>の号がある。HSコードの上6桁の番号が対応する。号までがHS条約上の番号となる。

### 1.2.6 国内細分 (National Sub-Headings)

各国は号の下に自由に細分を設定できることとなっている。

我が国では、号の下に3桁の統計細分を設けている。輸出入申告を行う際にNACCSシステム<sup>2)</sup>を利用す

る場合には、さらに1桁のNACCS符号を追加し、合計10桁の番号で申告を行うこととなる。NACCS符号は通常はチェックデジットとなっているが、公益財団法人日本関税協会発行の「実行関税率表」<sup>4)</sup>ではNACCS符号のところに「†」が付いている場合がある。これは何らかの理由で1つの統計品目番号の中に複数の税率があるなどの理由により、幾つかのNACCS符号が割り当てられていることを示している。例えば、「†」の付いている細分の英文の品目名の最後に①の記号が付されている場合は、その統計細分がたとえ有税の場合でも、WTO(世界貿易機構)協定の医薬品に関する日本国の譲許表に基づき無税となっている物質があることを示している<sup>5)</sup>。

海外では、2桁から4桁の国内細分を設けている場合が多い(全体として8桁から10桁)。

### 1.2.7 HSコードの事例

参考までに図表1にグルタミン酸ナトリウムのHSコードの事例を掲げた。

## 1.3 HS品目表の改訂

技術の進歩による新規商品の普及や貿易構造の変化に合わせ、概ね約5年に1回HS品目表を改訂している。

次回改訂は、2022年1月1日に行われることとなっており、日本では既に関係する法律の改正が行われた<sup>6)</sup>。

類 (Chapter)	第29類	有機化学品 酸素官能のアミノ化合物 グルタミン酸及びその塩 グルタミン酸ソーダ
項 (Heading)	第29.22項	
号 (Sub-heading)	第2922.42号	
輸入統計品目番号	2922.42-100	

2922.42-100												
<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">└──┬──┘</td> <td style="text-align: center;">└──┬──┘</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">類(2桁: Chapter)</td> <td style="text-align: center;">統計細分 (国内細分)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">└──┬──┘</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">項(4桁: Heading)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">└──┬──┘</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">号(6桁: Sub-heading)</td> </tr> </table>	└──┬──┘	└──┬──┘	類(2桁: Chapter)	統計細分 (国内細分)	└──┬──┘		項(4桁: Heading)		└──┬──┘		号(6桁: Sub-heading)	
└──┬──┘	└──┬──┘											
類(2桁: Chapter)	統計細分 (国内細分)											
└──┬──┘												
項(4桁: Heading)												
└──┬──┘												
号(6桁: Sub-heading)												

図表1 グルタミン酸ソーダのHSコード

## 1.4 HS品目表に関する日本の法体系

### 1.4.1 関税率表と統計品目表

HS品目表を基に、我が国では関税率法の別表として「関税率表」が定められている。関税暫定措置法において定められている暫定税率、一般特惠関税率等も関税率表別表の番号を引用する形で規定されている。

また、輸出統計品目表及び輸入統計品目表は財務省告示でそれぞれ定められている。

### 1.4.2 WTO協定の譲許表及びEPA(FTA)の譲許表

WTO協定で約束した我が国を含めた各国の譲許表は、HS品目表を基に作成されている。

また、我が国が締結した経済連携協定(以下、EPAと略する。FTAと呼ばれることもある。)の譲許表及び品目別原産地規則はHS品目表に従い作成されている。EPAにより、基準となるHSのバージョンが異なるので注意を要する。過去のバージョンのHSコードは、税関ホームページ<sup>7)</sup>及びWCOのホームページ<sup>8)</sup>に掲載されている(図表2参照)。

図表2 HS品目表の改訂とEPAの基準年

HS改訂年	日本が締結したEPA
1998	(HS条約の発効)
1992	
1996	
2002	シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN
2007	ベトナム、スイス、インド、ペルー
2012	オーストラリア、モンゴル、TPP11、RCEP(未発効)
2017	EU、米国、英国
2022	

### 1.4.3 関税率表解説と関税分類例規

WCOでは、HS品目表の適用の統一を図るため、品目表の公式解釈をまとめた「Explanatory Notes」及び分類事例をまとめた「Classification Opinions」を出している。これらはWCOの勧告という位置付けであるので強制力は持たないが、実質的には各国を拘束するものである。

日本では「Explanatory Notes」を「関税率表解説」、「Classification Opinions」を「国際分類例規」として日本語に翻訳し、財務省関税局長通達となっている<sup>9)</sup>。

「国内分類例規」は、日本独自の関税分類事例や分類を行うための規則を定めたもので、これも関税局長通達<sup>9)</sup>である。

HSコードの決定を行う場合には、必ず関税率表解説及び分類例規を参照して、物品に付したHSコードに誤りがないかの確認を行っていただきたい。

### 1.4.4 文書による関税分類事前教示

文書による関税分類の事前教示制度<sup>10)</sup>とは、貨物の輸入者等が、輸入の前に税関に対して関税分類や関税率などについての照会を文書により行うことができる制度である。関税分類の事前教示は取得から3年間、税関はその回答を尊重することとなっている。

またその回答は、分類事例として原則として公開することとなっており、税関ホームページに掲載されている<sup>11)</sup>。回答事例は第三者にとっては法的な意味はないが、自社の商品と類似の商品の分類事例が掲載されていれば、HSコード決定の際の参考となる。

なお、輸出入許可の多くは税関職員の審査を経ることなくNACCSのコンピューター上で行われており、通常、通関実績は尊重されないので注意を要する。

## 2. HS品目表の解釈に関する通則

### 2.1 「HS品目表の解釈に関する通則」とは

HS品目表の冒頭に「HS品目表の解釈に関する通則」がおかれている。通則は、物品のHSコードを決定していくための原則を定めたものである。

通則は1から6まであり、この中で通則の1から4は4桁の項を決定するための規則、通則5は物品の容器、包装に関する規則、通則6は6桁の号を決定するための規則である。

以下、最も重要な4桁の項を決定するための規則である通則1から4について解説する。



# 化審法における安全性試験

## —その制定の背景と具体的な試験方法—

合同会社 HatoChemi Japan 代表社員  
宮地 繁樹 (みやち しげき)

日本で新規の化学物質を製造・輸入する際には、特定の要件に合致しない限り化審法の事前審査を受けなければなりません。今回はその審査で必要な安全性試験について取り扱います。国際的に共通して用いられる試験方法を定めた OECD テストガイドライン、そして化審法の審査に必要な安全性試験の概要について解説いただきました。

### 1. 化審法における新規化学物質事前審査制度

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、化審法と略す)」は、その第一条において法目的を以下のように定めている<sup>1)</sup>。

#### 第一条(目的)

この法律は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする。

下線は筆者

このように、新規化学物質を製造・輸入しようとする事業者は、事前にその新規化学物質について審査を受けることが必要になっている。いわゆる「新規化学物質の事前審査制度」である。法目的に明文化されていることから解るように、「新規化学物質の事前審査制度」は化審法の根幹をなす制度である。これにより、新規化学物質を製造・輸入しようとする事業者は、その製造・輸入数量等から定められた安全性試験を行うことが必要となる<sup>2)</sup>。

また、化審法に関わらず、欧州 REACH 規則<sup>3)</sup> や米国の Toxic Substances Control Act に対する登録 (Registration) や申請 (Notification) を実施するためにも、各種の定められた安全性試験の実施が必要となる場合がある。化審法のために実施した安全性試験の結

1) 経済産業省の HP: [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/about/laws/laws\\_r02040110\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_r02040110_1.pdf)

2) 厳密にいうと、新規化学物質であっても安全性試験を実施せずに製造・輸入ができる場合がある。例えば製造・輸入量が少ない場合、特定の要件に合致した中間物や輸出専用品であって事前に経済産業大臣等の確認を受ける場合等である。

3) REGULATION (EC) No 1907/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH), establishing a European Chemicals Agency, amending Directive 1999/45/EC and repealing Council Regulation (EEC) No 793/93 and Commission Regulation (EC) No 1488/94 as well as Council Directive 76/769/EEC and Commission Directives 91/155/EEC, 93/67/EEC, 93/105/EC and 2000/21/EC <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/HTML/?uri=CELEX:02006R1907-20210101#B-1>

果は、これらの登録や申請にも活用することができる。本総説では、安全性試験方法の制定背景に加え、化審法の新規化学物質事前審査制度に必要な安全性試験について説明する。

---

## 2. 経済協力開発機構の活動

---

### 2.1 経済協力開発機構

経済協力開発機構とはフランスの首都パリに本部を置く国際機関であり、1961年に設立されている。英語名称を Organisation for Economic Co-operation and Development といい、OECD と略されることが多い。国連の一機関と思われていることが多いが、国連とは直接の関係を持たない、独立した国際機関である。その名前から想像できるように、本来は経済・貿易に関する国際機関である。加盟国は、資本主義を導入している先進国であり、2021年現在、三十七カ国となっている。日本は1964年に加盟した。

1960年代より、先進国において、化学品安全管理の必要性と共に国際的な協力の重要性が認識されてきていた。1970年当時、経済協力開発機構の加盟国は全世界の化学品生産の83%を占めていたといわれている<sup>4)</sup>。このような背景の下、経済協力開発機構は1960年代後半に化学品安全に関する国際的な協力・整合に関する活動を開始した。経済協力開発機構の化学品安全管理に関する活動の中で、最も重要な成果はOECDテストガイドラインと優良試験所基準の制定、そしてこの二つを基にした「データの相互受入れに関する決定」である。

### 2.2 OECDテストガイドライン

OECDテストガイドラインとは、化学物質の安全性評価のための試験方法のことであり、経済協力開発機

構の加盟国間内において共通に用いられるものである。OECDテストガイドラインが制定される以前は、各国で異なる独自の試験方法を用いて、化学物質の安全性試験が実施されていた。このため、加盟国間で試験結果の相互比較が難しく、結果として安全性試験が重複して実施されることが多かった。これが化学品貿易における非関税障壁となっていた訳である。

当然ながら、安全性評価のための試験方法が整合されれば、加盟国間で整合した化学物質の評価が可能となると共に、重複した安全性試験の実施が削減され、結果として加盟国間での化学品貿易の促進に繋がることが予想された。このような背景より、1977年、経済協力開発機構は、加盟国間で化学品の安全性評価に関する試験法を調和するプログラムを開始し、二年間の活動の後、五十を超える試験方法が作成された<sup>5)</sup>。これらは1981年にOECDテストガイドラインとして理事会で採択されることとなった。OECDテストガイドラインは、後述する優良試験所基準及びデータの相互受入れ制度と併せて「決定(Decision)」として採択された<sup>6)</sup>。これより、経済協力開発機構の加盟国は、化学品の安全性を評価するための試験方法にはOECDテストガイドラインを用いることが義務付けられた。

これ以降、科学技術の発展や動物愛護の観点より、OECDテストガイドラインの新規作成や既存のOECDテストガイドラインの改訂が随時進められている。特に人健康分野では実験動物を用いるテストガイドラインに加え、実験動物を用いない、いわゆる *in vitro* のテストガイドラインが多く制定されている。OECDテストガイドラインは、以下に示す五つの分野に分けて作成、公開されている。

---

4) 40 Years of Chemical Safety at the OECD: Quality and Efficiency, OECD, 2011

経済協力開発機構のHP:<http://www.oecd.org/env/ehs/48153344.pdf>

5) 日本は「環境運命分野(分解性、濃縮性)」におけるテストガイドライン作成グループのLead Countryとして中心的な役割を果たした。分解性試験であるテストガイドライン301C及び302Cにはその名称にMITIの言葉が入っている。MITIとは、経済産業省の前身である通商産業省の英語名称である。

6) Decision of the Council concerning the Mutual Acceptance of Data in the Assessment of Chemicals, C(81)30/FINAL, OECD, 1981. 経済協力開発機構のHP:<https://www.oecd.org/env/ehs/2017640.pdf>

# ～ 各社の化学物質管理 ～

## 第 60 回

# ラスコにおける化学物質管理の取組み

(株)ラスコ 品質保証部

藏澤 守 (くらさわ まもる)

### はじめに

現在、様々な電子機器に使用されている半導体や液晶、それらの製造過程では、超精密な温度制御が要求されます。ナノクラスの露光を実現するために超精密温度管理が必要になり、当社はそれに対応した温度制御装置(1000分の1℃で管理する)を提供しています。

車は極寒の地から灼熱の地まで幅広く利用されていますが、その車の制御にもまた半導体デバイスが使われています。

一台一台仕様が異なるものについても、お客様の仕様に対応して、設計・開発から製造、保守・メンテナンスに至るまで高品質・高付加価値を提供します。



図表 1 株式会社ラスコ

### 会社概要

1964年10月に『昭和冷機株式会社』として創業し、1991年8月に社名を現在の『株式会社ラスコ』(RASCO)に変更。

名前の由来は「R:Refrigeration 冷凍・冷蔵・冷却」「A:Air-conditioning 空気調和」「S:Sterilization 滅菌」「C:Clean 清潔」「O:Offer 提供」の頭文字をとっています。



図表 2 ラスコ名前の由来

取扱製品は、半導体製造装置付帯(OEM製造)と医療・製薬機器付帯の大きく2つに分けられます。

<半導体装置付帯(OEM製造)>

空調製品/CHAMBER, AIR SUPPLY UNIT

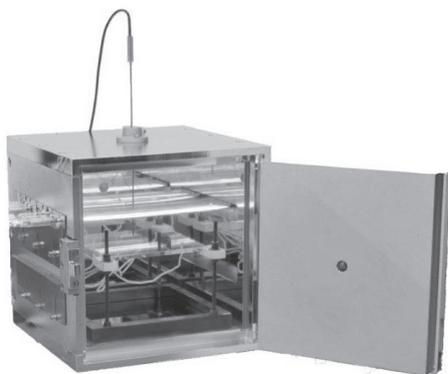
液調製品/HEAT EXCHANGE MACHINE, CHILLER

<その他の製品>

恒温水循環装置

IRヒーター加熱炉

電子冷熱恒温槽 など



図表3 IRヒーター加熱炉(装置)



図表4 電子冷熱恒温槽

## 1. 化学物質管理の方針と実施内容、対応する社内組織の構成

ラスコは環境理念・環境方針を以下のように掲げている。

### 環境理念

— 豊かな地球を未来の子供たちへ —

株式会社ラスコは、地球環境の保護が全人類共通の最重要課題であることを認識し、企業活動の全分野において、地球環境への負荷を継続的に低減し、環境保全を積極的に行い、経済活動と環境保全の調和を考えた企業活動を行います。

### 環境方針

株式会社ラスコは、温調装置の製造・販売に係わる全ての企業活動において環境影響を軽減するために次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和と環境保護を目指します。

#### 1) 環境関連法規制の順守

環境関連の法規及び当社が同意した取り決め事項等を順守します。

#### 2) 環境負荷低減を目指した業務プロセスの改善

資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の削減を目的とし、業務プロセス上のムリ・ムダ・ムラをなくします。

#### 3) 環境負荷低減を配慮した事業活動の推進

設計・調達・生産から販売・物流・使用・リサイクル・廃棄に至る全ての段階において、環境負荷の低減を図る活動を推進します。

#### 4) 環境配慮型製品・システムの開発

環境保護に役立つ技術の向上に努め、商品のライフサイクル全てにわたって環境に優しい商品・システムを開発します。

#### 5) 環境マネジメントシステムの充実と展開

環境改善目標を設定し、定期的に見直し、環境マネジメント活動の継続的な改善を行い、環境パフォーマンスの向上に取り組みます。

環境方針の中で化学物質は3)と4)に関わり、それに基づいて化学物質の管理方法を規定しており、社内で使用する化学物質の取扱いを環境面からは『化学物質管理規定』、安全面からは『化学品(化学物質・混合物)の取扱い・管理規定』、製品での含有調査に係る取扱いを『製品含有化学物質管理システム規定』という規定で管理している。また、これらはそれぞれ環境委員会、安全衛生委員会、グリーン調達委員会などで各部署から代表者を出し、それぞれの規定の管理、運用を行っている。

### 1.1 社内で使用する化学物質

社内で使用する化学物質は危険物・毒物・劇物・特定化学物質・有害物・有機溶剤・高圧ガス等を管理しており、「使用化学物質一覧表」で一括管理し、登録してある化学物質はすべてSDSに従い、物質によって保管方法、取扱い方法を決めて管理している。

化学物質を、新たに使用するためには「化学物質申請登録書」を記載しSDSを取り寄せ、添付し提出する。安全衛生委員と環境委員から選抜されたメンバーにより使用可否を判断し、使用可とした化学物質は、総括安全衛生責任者とEMS管理責任者の承認を得て「使用化学物質一覧表」に登録し管理する。

化学物質を取扱う社員には、社内教育の化学物質取扱特別教育を受講し「化学物質取扱特別教育修了証」を取得した者のみ取扱うことができる。

### 1.2 製品に含有する化学物質調査

ラスコの製品は何かしらの原材料を加工して生み出すものではなく、購入したものを組み立てて製品化しているため、製品に含有している化学物質は各メーカーに化学物質調査を依頼し、集計している。

ラスコは製品のユーザー先の方針に従い、依頼されたフォーマットで回答する。社内はグリーン調達マイスターというツールを使っているが最近ではchemSHERPAでの調査依頼が増えており、ラスコからの調査依頼もchemSHERPAで調査し、データはグリーン調達マイスターに取り込んで管理している。

## 2. 注意している国内外の法規制とその対応

ラスコの製品はOEMとして製造している装置が多いため、装置に含有している化学物質の管理はユーザー要求に従って、そのユーザーのグリーン調達基準やその出荷先の法規制に従って対応している。含有調査とは別にラスコ製品は温調機器を搭載しており、その中には冷媒、冷凍空調機器に関する国際規格、日本及び海外法規制にも対応している。

### 2.1 化学物質に関して注意している国内外の法規制

製品の含有調査としてはユーザーの依頼により調査するが、含有が禁止(制限)されている物質は製品開発時にどの法規制に対応するかを確認し、含有禁止となる物質が含まないことの確認をしている。その法規制の中でも国内は「化審法」、海外は「RoHS指令」と、「REACH規則のSVHC(高懸念物質)」が中心になっているため、これらに関しては指令、規則がどのような動向になっているか前もって確認し、注意している。また、社内で使用する化学物質に関しては、国内の「化審法」「毒物及び劇物取締法」を注意している。

### 2.2 冷媒、冷凍機器に関して注意している国内外の法規制

近年、地球温暖化対策の強化に伴って、よりGWP(温暖化係数)の低い冷媒の使用が進められているが、この冷媒に関して使用、普及に当たっての新たな規則や使用基準の明確化、緩和が行われている。国内においては「オゾン層保護法」「フロン排出抑制法」「高圧ガス保安法」の関連規則等が直接的な関連があり、海外においては米国のSNAP(オゾン層破壊物質規制)と先進的な州の規則、欧州のFガス規制などの今後の動向把握が重要である。